

議案第 7 号

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

木古内町介護保険条例（平成 12 年条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和 2 年 5 月 14 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例

木古内町介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「25,200円」を「20,100円」に改め、同条第3項中「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「25,200円」を「20,100円」に、「42,000円」を「33,600円」に改め、同条第4項中「平成31年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「25,200円」を「20,100円」に、「48,700円」を「47,000円」に改める。

第10条第2項中「第9条において」を「前条において」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の介護保険条例第9条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、平成31年度までの保険料については、なお従前の例による。